

5・2 国際コンテナ戦略港湾

5・2・1 港湾運営会社

平成 24(2012)年末までに大阪湾、伊勢湾に相次いで埠頭公社が民営化された埠頭会社が設立され、平成25年度中にそれらが特例港湾運営会社に指定された。

しかしながら港湾運営会社への民間出資が望めないこと、また、特例港湾運営会社は各湾で経営統合が求められているものの単純合併による経営統合が難しいことから、国の出資、及び会社運営と公社財産等の資産管理を別とする上下分離方式を可能とするために港湾法が一部改正された。阪神港は平成 26 年 10 月に神戸港埠頭株式会社と大阪港埠頭株式会社が経営統合し阪神国際港湾株式会社が誕生することとなった。

当協会としては、港湾運営会社が「港湾運営会社の指定にあたっての考え方」から逸脱していないか意見反映に努めた。